

報告事項 4

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和7年度第2回）

について

このことについて、令和7年7月23日に愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議を開催し、諮問事項についてまとめを得ましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和7年8月5日

高等学校教育課

令和 7 年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

ま と め

愛知県公立高等学校入学者選抜方法を、次のようにすることが望ましい。

- 1 調査書情報の登録事項については、次のとおりとする。
 - (1) 「性別」、「行動の記録」及び「出欠の記録」を削除する。
 - (2) その他の事項については、現行のとおりとする。
 - (3) 実施時期については、令和 9 年度入学者選抜からとする。
- 2 外国人生徒等にかかる入学者選抜の定員枠については、次のとおりとする。
 - (1) 当該高等学校・学科の募集人員の 5 % 以上とし、高等学校長が定める。
 - (2) 実施時期については、令和 8 年度入学者選抜からとする。

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和7年度第2回）について

本年度の諮問事項について、以下のとおりまとめが得られた。

○ 諮問事項1

調査書情報の登録事項について

<諮問理由>

近年、中学校における不登校生徒数が、過去最高を更新し続けていることや、別室登校や教育支援センター等での学習に加えて、自宅でのICT等を活用した学習活動も生徒指導要録上は出席扱いとできるようになるなど、学ぶ場についての考え方が変化していることに伴って、出席についての考え方も変化している。

こうした学ぶ場の多様化に伴い、学校外で学ぶ生徒もいることから、中学校生徒指導要録に基づいた中学校での生活において認められる志願者の行動についても、中学校が評価することの難しさが生じている。

また、文部科学省の「高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）」（令和6年6月25日付け文科初第779号）においても、今後の調査書の検討に当たっては、入学者選抜の実施に真に必要な事項に見直しを図るよう求めている。

このような状況にあることから、「調査書情報」の登録事項が適切なものとなっているかについて、改めて協議する必要がある。

<まとめ>

調査書情報の登録事項については、次のとおりとする。

- 1 「性別」、「行動の記録」及び「出欠の記録」を削除する。
- 2 その他の事項については、現行のとおりとする。
- 3 実施時期については、令和9年度入学者選抜からとする。

<解 説>

（調査書情報）

- 1 調査書情報は、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づいて中学校において作成され、高等学校は入学者選抜において資料の一つとして用いている。

（「性別」）

- 2 「性別」は、入学者選抜の資料として用いていないが、個人を識別する情報の一つとして登録事項としてきた。一方、近年、多様性が尊重される社会となり、「性別」は、個人情報として慎重に取り扱う必要があること、また、「性別」が、調査書情報に登録されていることから、生徒、保護者及び中学校に、入学者選抜の資料として用いていると誤解を招くおそれがあることから、調査書情報の登録事項から削除することが望ましい。

（「行動の記録」）

- 3 「行動の記録」は、中学校における学校生活での行動を評価した項目であるが、学びの多様化が進み、学校外の教育支援センター等で学ぶ生徒や、自宅でＩＣＴ等を活用して学ぶ生徒が増え、中学校において評価することが難しい場合もあり、今後、入学者選抜の資料として公平に扱いにくいおそれがあることから、調査書情報の登録事項から削除することが望ましい。

（「出欠の記録」）

- 4 「出欠の記録」は、中学校第２学年及び第３学年の欠席日数の記録した項目であるが、学校外の教育支援センター等で学習した日数や、自宅でＩＣＴ等を活用して学習した日数は、中学校において指導要録上は欠席日数ではなく出席日数として扱うことができることとなっており、学ぶ場についての考え方が変化していることに伴って、出席についての考え方も変化したため、調査書情報の登録事項から削除することが望ましい。

（その他の登録事項）

- 5 「総合的な学習の時間の記録」は、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習であるとともに、探究的な学習や協働的な学習である「総合的な学習の時間」について、志願者の学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果などを基に学習に対する意欲や態度を評価した項目である。各教科の評価だけでは表せない中学校生活での学びの評価であり、入学者選抜において必要な資料となり得ることから、現行のとおりとすることが望ましい。
- 6 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」は、中学校生活における学級活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動について、客観的で顕著な活動の実績とともに、教育課程以外の校内・校外における運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動の優れた実績を記録した項目であり、入学者選抜において必要な資料となり得ることから、現行のとおりとすることが望ましい。

（実施時期）

- 7 上記の事項の実施時期は、調査書情報の登録事項の変更が志願者やその保護者に与える影響が大きく、中学校における指導のあり方にも影響することから、関係者に対して丁寧に説明する必要がある、十分な周知期間を設けるため、現在の中学校２年生が受検する２０２７（令和９）年度入学者選抜から実施することとした。

○ 諮問事項 2

外国人生徒等にかかる入学者選抜の定員枠について

<諮問理由>

本県では、外国籍を有し、日本の小学校の第4学年以上の学年に編入学した者又は入国後6年以内の者を対象として、日本語の読解が不十分であることに配慮し、国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容で問題の漢字にルビを付した学力検査並びに個人面接による「外国人生徒等にかかる入学者選抜」（以下、「外国人生徒等選抜」という。）を実施している。この選抜は、2002（平成14）年度入学者選抜から、全日制課程において県立小牧高等学校、県立衣台高等学校、県立豊橋西高等学校の3校で開始し、外国人が多く居住する地域やそうした地域から通学しやすい場所にある高等学校を中心に実施校を増やし、現在は、普通科6校、工業科2校、商業科1校、総合学科3校において実施している。

定員枠については、2002（平成14）年度選抜開始時には、「若干名」とした。2019（令和元）年4月に改正出入国管理法が施行され、在留外国人の増加に伴い、その子女である外国人生徒等も増加することが予想されたため、同選抜におけるそれまでの合格実績なども考慮し、外国人生徒等が出願しやすいよう、2020（令和2）年度入学者選抜から、現行の「募集人員の5%程度まで」とした。

その後も、本県が日本最大の製造業地域であることから、在留外国人の増加に伴い「外国人生徒等選抜」の志願者は年々増加している。

このような状況にあることから、「外国人生徒等選抜」の定員枠について、改めて協議する必要がある。

<まとめ>

外国人生徒等にかかる入学者選抜の定員枠については、次のとおりとする。

- 1 当該高等学校・学科の募集人員の5%以上とし、高等学校長が定める。
- 2 実施時期については、令和8年度入学者選抜からとする。

<解 説>

（現行制度）

- 1 本県では、全日制課程の12校において、外国籍を有し、日本の小学校の第4学年以上の学年に編入学した者又は入国後6年以内の者を対象として、日本語の読解が不十分であることに配慮し、国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容で問題の漢字にルビを付した学力検査並びに個人面接による「外国人生徒等選抜」を、「当該高等学校・学科の募集人員の5%程度まで」を定員枠として実施している。

(定員枠)

- 2 定員枠は、現行制度において、「当該高等学校・学科の募集人員の５％程度まで」としてきたが、本県の在留外国人が年々増加することに伴い、一部の実施校において、「外国人生徒等選抜」の志願者が当該高等学校・学科の募集人員の５％程度を大きく超える状況となり、改めて協議する必要性が生じた。
- 3 今後も外国人生徒が増加することが見込まれる本県において、外国人生徒の進路選択の幅を広げるため、定員枠を拡大する必要がある。一方で、各実施校において多くの外国人生徒が入学した場合、外国人生徒に対する日本語指導をはじめとする支援が充分に行えなくなる可能性もある。そのため、これまでの外国人生徒等選抜の趣旨を踏まえ、定員枠を当該高等学校・学科の５％を確保するとともに、高等学校長が、地域の状況や学校の実情を考慮し、定員枠を定めることができるよう、定員枠を当該高等学校・学科の募集人員の５％以上とすることが望ましい。

(実施時期)

- 4 上記の事項の実施時期は、一部の実施校において、「外国人生徒等選抜」の志願者が当該高等学校・学科の募集人員の５％程度を大きく超える状況に速やかに対応するため、２０２６（令和８）年度入学者選抜から実施することとした。

(参考) まとめによる現行制度からの変更

調査書情報の登録事項について網かけ部分を削除する。

調査書情報

志願者	ふりがな				選抜種別						
	氏名				第一志望校	学校名					
	生年月日					学科					
	性別	①				課程					
出身学校	学校名				第二志望校	受検番号					
	卒業（見込）年月					学校名					
	クラス番号		出席番号			学科					
就学中の異動・卒業後の経歴						課程					
						受検番号					
学習の記録（第3学年）											
教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	評定合計	
評定											
行動の記録		総合的な学習の時間の記録									
基本的な生活習慣											
健康・体力の向上											
自主・自律											
責任感											
創意工夫		②	総合所見及び指導上参考となる諸事項								
思いやり・協力											
生命尊重・自然愛護											
勤労・奉仕											
公正・公平											
公共心・公德心											
出欠の記録						その他の特記事項					
学年	欠席日数	欠席の主な理由									
2年		③									
3年											
登録日		承認日		記載責任者氏名							

諮問事項 2

外国人生徒等にかかる入学者選抜の定員枠について

現 行

募集人員の5%程度までとする。



まとめ

募集人員の5%以上とし、高等学校長が定める。

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議開催要綱

第1 趣 旨

愛知県公立高等学校入学者選抜方法について研究協議をするため、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（以下会議という。）を随時開催する。

第2 構 成

会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者、一般有識者
- (2) 公立高等学校の校長及び教諭
- (3) 市町村立小中学校の校長及び教諭
- (4) 市町村教育委員会関係者
- (5) P T A関係者

第3 議長及び副議長

- (1) 会議には議長及び副議長をおく。
- (2) 議長及び副議長は、委員のうちから互選する。
- (3) 議長は会議を主宰する。
- (4) 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

第4 会議の招集

会議は県教育委員会教育長が招集する。

第5 幹 事

会議には幹事をおく。幹事は会議の事務について委員を助ける。

第6 専 門 員

会議には、専門の事項を調査する必要があるときは専門員をおくことができる。

第7 意見聴取

会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

第8 会議の公開

会議は、議長の判断により、会議の一部又は全部を公開しないことができる。会議を公開する際の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

第9 会 議 録

会議は、会議録を作成し、その保存期間は5年間とする。

第10 雑 則

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年5月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から実施する。

令和7年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議
委員 名簿(順不同・敬称略)

◎ 愛知教育大学教育学部数学教育講座名誉教授	飯 島 康 之
○ 日本福祉大学国際学部国際学科教授	米 津 明 彦
愛知教育大学教育学部情報教育講座教授	梅 田 恭 子
愛知教育大学教育学部学校教育講座准教授	高 綱 睦 美
名古屋大学教育連携基盤本部特任准教授	橘 春 菜
名工学園理事長	林 文 敏
トヨタ自動車株式会社人事部技能系人事室 採用グループ長	後 藤 幸 治
名古屋銀行人材開発部人事グループ係長	伊 藤 奈々代
愛知県地域婦人団体連絡協議会副会長	鈴 木 みどり
愛知県公立高等学校PTA連合会長	鳥 居 春 美
愛知県小中学校PTA連絡協議会長	市 岡 重 人
名古屋市教育委員会教育長	杉 浦 弘 昌
あま市教育委員会教育長	伊 藤 克 仁
田原市教育委員会教育長	伊 藤 正 徳
愛知県立明和高等学校長	栗 木 晴 久
愛知県立岡崎高等学校長	山 脇 正 成
名古屋市立向陽高等学校長	秋 田 直 孝
愛知県立新城有教館高等学校長	牧 野 美 和
長久手市立北小学校長	加 藤 広 也
名古屋市立富士中学校長	山 村 伸 人
武豊町立武豊中学校長	鈴 木 和 久
幸田町立幸田中学校長	山 中 剛
愛知県立豊田南高等学校教諭	堀 直 予
名古屋市立工芸高等学校教諭	加 藤 司
東海市立名和小学校教諭	林 泰 弘
名古屋市立植田北小学校教諭	森 義 裕

◎は議長、○は副議長